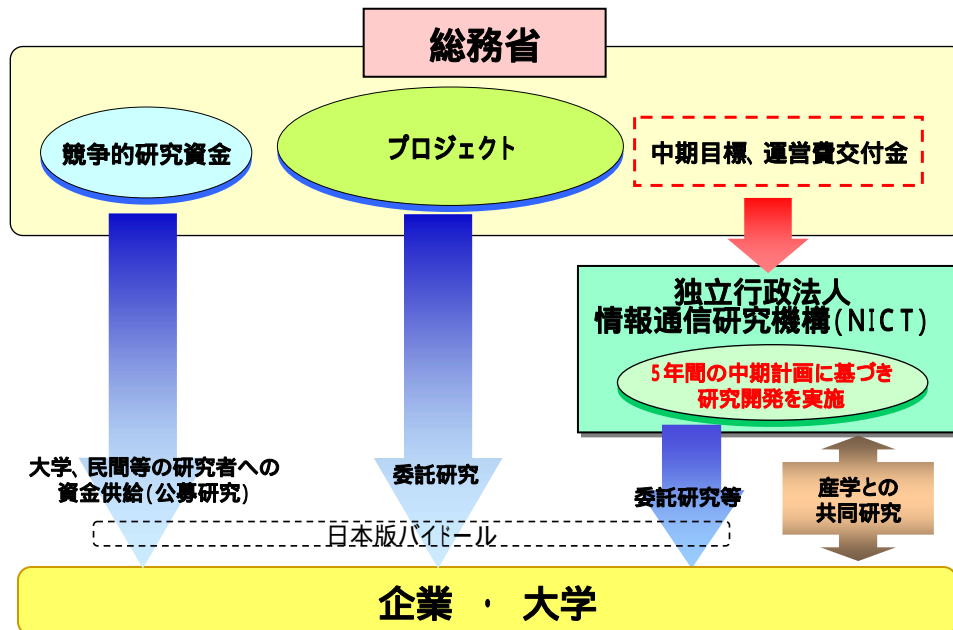


【参考資料】

2 . 総務省

総務省の研究開発推進体制

MIC



0

NICTが自ら実施する研究開発に関する知的財産

MIC

知的財産の取得・帰属

原則として、知的財産は機関帰属とすることを規程で明記
機関帰属の対象は、産業財産権、プログラム等の著作権、
ノウハウ など

知的財産の管理

取得した知的財産は、知財部門が一元管理

研究者へのインセンティブ

特許実施料の35%を支給
知的財産の取得を研究者評価に反映
報奨金の対象は常勤職員だけでなく、非常勤研究員、研修員
まで幅広く適用

1

総務省

発明者自身によるベンチャー起業支援

プレベンチャー制度
 (業務として起業準備を認める)
 ベンチャー支援制度(施設貸与等)

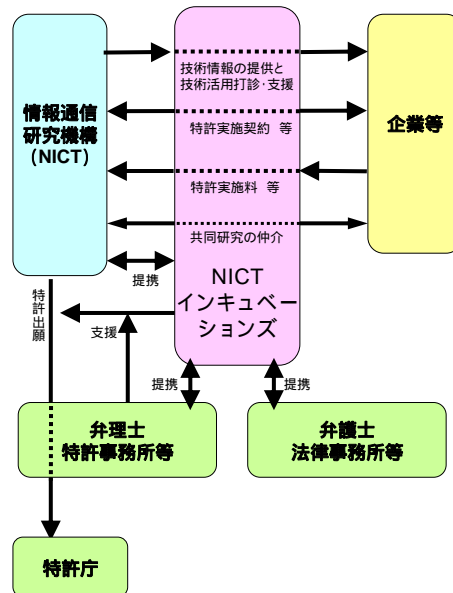
技術移転機関(TLO)による技術移転

総務大臣認定TLOの活用
 (NICTインキュベーションズ)

2

総務省の認定TLOについて

1. 認定を受けた者及び技術移転部門の名称
 (財)テレコム先端技術研究支援センター
 NICTインキュベーションズ
2. 所在地
 東京都新宿区新宿1-20-2
3. 業務内容
 - ・技術情報の提供
 - ・共同研究推進の支援
 - ・技術の紹介と活動の打診
 - ・技術活用上の問題解決への支援
 - ・NICT研究者の知的所有権への支援
 - ・TLO間の連携強化
4. 認定を受けた日
 平成16年4月



3

共同研究等について

共同研究、受委託研究等連携制度を用意
共同研究に関する規程等を整備し、取扱ルールを明確化
理事の判断により、契約締結において柔軟性を確保

その他の取組状況

窓口の明確化、ホームページ等での情報提供
知的財産ポリシーの策定(平成17年1月18日)